意見書案第 3 号

デジタル改革関連法案について慎重な審議を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月26日

福 岡 市 議 会 議長 阿 部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

山 口 湧 人森あやこ倉 元 達 朗田 中 たかし近 藤 里 美

デジタル改革関連法案について慎重な審議を求める意見書

政府は、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であるとして、デジタル庁設置法案等のデジタル改革関連法案を国会に提出しています。デジタル化を進め情報を利活用することで、生活の利便性の向上や少子高齢社会での課題解決に生かすことができます。しかし、デジタル化を進めることは、大量の個人情報が収集され利用されることにもなり、個人情報保護が大きな課題となります。

デジタル改革関連法案は、情報システムの共通仕様化が図られる中で、省庁間の情報共有が容易になります。また、マイナンバーの健康保険証、運転免許証、銀行口座との紐付けが進められるとともに、国家資格者についてマイナンバーの登録が義務付けられるなど、マイナンバーに様々な個人情報が紐付けられることになっています。マイナンバーと個人情報を照合することで、個人のプライバシー全てを把握することができる可能性が高まります。高度な情報社会が生活の質の向上に寄与するとともに、同時に安心して暮らせる社会になることが必要です。そのためには、個人情報保護を実効あるものにしなければならず、データの主体者の権利を明確にすることや、個人情報等の取扱いに関する監督等を行う個人情報保護委員会の組織を拡大・強化することなどが必要であると考えられます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、個人データ保護の権利尊重がしっかりと図られるように、デジタル改革関連法案を慎重に審議されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長,参議院議長,内閣総理大臣,総務大臣, 内閣官房長官 宛て

議 長 名